

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	常滑市 母子・父子家庭医療費支給に関する事務 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、母子・父子家庭医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

常滑市長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子・父子家庭医療費支給に関する事務
②事務の概要	母子・父子家庭医療費支給に関する事務は、常滑市母子・父子家庭医療費支給条例に基づき実施されるものであり、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の健康の保持及び増進を図ることを目的に行うもの。 市町村においては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①区域内に居住する者若しくは居住していた者で政令に定める者に対し、母子・父子家庭医療費受給資格の認定や医療費の申請等の各種申請や届出等の受付。 ②国保連等からの医療費請求書類を審査する（その際、庁内他部署や他団体から情報提供を受ける場合もある） ③申請書類をシステム入力し、各種決定を行う。
③システムの名称	母子・父子家庭医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.母子・父子医療個人情報資格情報ファイル 1.母子・父子医療世帯資格情報ファイル 3.医療費支給情報ファイル 4.加入保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 常滑市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の4
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・なし 【情報照会】 ・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-35-4329(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保険年金課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6114(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。		
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	情報セキュリティポリシー研修を実施し、職員の個人情報保護に関する意識と知識の向上を図っている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月15日	I 3法令の根拠	番号法第9条第2項（仮称）常滑市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第9条第2項 常滑市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の4	事後	
平成28年10月15日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第64項 及び今後制定を予定している条例	番号法第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	
平成29年5月1日	公表日	2016/10/15	2017/5/1		
平成29年5月1日	I 5②所属長	保険年金課長 岩田 照巳	保険年金課長 山下 剛司	事後	
令和1年5月17日	I 5②所属長	I 5②所属長	I 5②所属長の役職名		
令和1年5月17日	IVリスク対策		様式変更による追記		
令和4年10月1日	I 関連情報	住所:常滑市新開町四丁目1番地	住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和4年10月1日	I 関連情報	ファックス番号:0569-34-4329(代表)	ファックス番号:0569-35-4329(代表)	事後	
令和6年12月2日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	【情報提供】 ・なし 【情報照会】 ・番号法第19条第9号	事後	
令和6年12月2日	II 1いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	II 2いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月2日	IV4委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和6年12月2日	IV5不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和6年12月2日	IV6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和6年12月2日	IV8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和6年12月2日	IV8判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	事後	
令和6年12月2日	IV 1 1最も優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業員に対する教育・啓発	事後	
令和6年12月2日	IV 1 1当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	
令和6年12月2日	IV 1 1判断の根拠	-	情報セキュリティポリシー研修を実施し、職員の個人情報保護に関する意識と知識の向上を図っている。	事後	